

# ■ 1 本年度県公立学校教員採用候補者選考検査について

## 1 選考検査を実施する校種・教科及び募集予定人員

校 種	教 科	募集予定人員
小 学 校 教 員	……………	125名程度
中 学 校 教 員 (県立中学校教員を若干名 含む。)	国 語	8名程度
	社 会	10名程度
	数 学	14名程度
	理 科	14名程度
	英 語	10名程度
	音 楽	3名程度
	美 術	2名程度
	保 健 体 育	12名程度
高 等 学 校 教 員	国 語	3名程度
	地 理 歴 史	9名程度
	数 学	6名程度
	理 科	2名程度
	英 語	4名程度
	音 楽	2名程度
	保 健 体 育	8名程度
	書 道	2名程度
	農 業	3名程度
	工 業 (電 気) (機 械)	2名程度
	商 業	2名程度
特 別 支 援 学 校 教 員	……………	28名程度
養 護 教 員	……………	4名程度
合 計		275名程度

## 2 検査実施期日

- (1) 第一次検査
- ① 筆答検査 7月26日(日)
  - ② 面接検査 7月27日(月)・28日(火)
- (2) 第二次検査
- ① 筆答検査 8月22日(土)
  - ② 実技検査 8月23日(日)
  - ③ 面接検査 8月24日(月)～26日(水)

## 3 要項の配付等

- (1) 配付開始 平成21年5月8日(金)
- (2) 出願期間 平成21年5月8日(金)から平成21年5月29日(金)まで  
(最終日の消印有効。)
- (3) 配付場所 和歌山県教育庁学校教育局学校人事課、各市町村教育委員会、和歌山県東京事務所及び和歌山県名古屋観光センター
- (4) 願書の請求 郵送で願書を請求する場合は、あて先を明記した返信用封筒(角形2号封筒<24.0cm×33.2cm>に240円切手を貼付したもの)を同封し、表面に「願書請求」して学校人事課あて請求が必要です。

## 4 採用説明会の実施

次のとおり採用検査の説明会を実施します。……………資料1参照

- 5月9日(土) 和歌山紀北会場:「和歌山ビッグ愛」(和歌山市)  
大阪会場:「堺市立西文化会館(ウエスティ)」(堺市)
- 5月10日(日) 和歌山紀南会場:「ビッグU」(田辺市)  
京都会場:「京都テルサ」(京都市)

5 本年度も継続して実施する第一次検査の一部免除

- ① 昨年度の第一次検査合格者
- ② 一定期間以上の講師経験者
- ③ 英語の技能検定等における成績優秀者

検査内容の一部を免除

6 今回の主な改正点

(1) 特別選考の拡大充実

<p>① 対象及び資格要件</p> <p>ア 芸術分野（音楽・美術・書道等） ・国際的あるいは全国規模のコンクールの上位入賞者又はその指導者</p> <p>イ スポーツ分野 ・国際大会の日本代表又はその指導者 ・全国規模の大会で特に優秀な成績を収めた者又はその指導者</p> <p>② 選考区分</p> <p>ア 特別選考A：教員免許状を有しない者 イ 特別選考B：芸術や保健体育以外の教員免許状を有する者 ウ 特別選考C：芸術や保健体育の教員免許状を有する者</p> <p>③ 選考方法の特色</p> <p>ア 所有する教員免許状に応じた選考を実施。 イ 第一次検査において、作文検査（自己PR）を実施。</p> <p>④ 採用予定人員</p> <p>一般募集する教科において、若干名を採用予定</p>
--

○特別選考の検査内容等

検査		区分		特別選考A	特別選考B	特別選考C
		一般選考	特別選考	【教員免許状を有しない者。特別免許状の条件を満たす校種・教科専門を受検】	【芸術や保健体育以外の教員免許状を有する者。所有する免許状の校種・教科専門を受検】	【芸術や保健体育の教員免許状を有する者。】
第一次検査	一般教養	100点	免除	免除	免除	
	校種・教科専門	※200点	※100点	※100点	免除	
	作文(自己PR)	—	100点	100点	100点	
	面接	10段階	10段階	10段階	10段階	
第二次検査	実技検査	10段階	10段階			
	教職専門	100点	免除			
	面接	10段階	10段階			
	論文	5段階	5段階			

※一般選考及び特別選考の校種・教科専門は同じ内容で実施。

(2) 資格・特技・ボランティア活動等の重視

面接検査において、資格や特技、ボランティア活動、各種大会の実績等を評定要素とします。

(3) 小学校教員の採用検査内容の一部変更

小学校教員の校種・教科専門の内容を一部見直し、英語の問題を追加します。

## ■ 2 採用検査に係る業務改善について

昨年度の実施事項に加え、新たに次の業務改善を行い、採用検査の透明性・信頼性を向上。

……………資料2参照

- (1) 選考基準を検査要項に明示。
- (2) 採点業務を担当課以外の職員が確認。
- (3) 成績データについて、担当課以外の課で副本を厳重に保管。
- (4) 合否判定に当たり、受検番号・氏名に換えて仮番号を付した資料を作成。
- (5) 合否判定の最終案決定の過程に教育委員が参画。
- (6) 検査結果に係る個人情報の開示範囲を拡大。

### <検査の配点と選考の基準>

#### (1) 第一次検査

一般教養	100点	面接	10段階
校種・教科専門	200点	論文(小・特)	5段階

ア 第一次検査の各校種・教科の合格者数は募集人員の1.5倍～3倍程度とする。

イ 次の①及び②について、その基準に達した者を対象に、③によって合格者を決定する。

##### ① 一般教養

各校種・教科別の平均点をそれぞれの基準とする。なお、基準に達する者が少ない場合は、基準を平均点以下に調整する。

##### ② 論文

評定の2を基準とする。

##### ③ 面接及び校種・教科専門

面接の評定及び校種・教科専門の成績が上位の者から合格者とする。

なお、面接では受検者の資格・特技・ボランティアや各種大会の実績等もその対象とする。

#### (2) 第二次検査

教職専門	100点	面接	10段階
実技検査	10段階	論文(中・高・養護)	5段階

※上記検査に加えて適性検査を実施する。

次の①、②の基準に達した者を対象に、③によって採用候補者を決定する。

##### ① 教職専門

各校種・教科別の平均点をそれぞれの基準とする。なお、基準に達する者が少ない場合は、基準を平均点以下に調整する。

##### ② 論文

評定の2を基準とする。

##### ③ 面接及び実技検査

面接(自己アピールを含む)の評定及び実技検査の評定が上位の者から採用候補者とする。

さらに、教職専門の成績及び面接、実技検査、論文の評定並びに適性検査の結果を総合的に検討し、最終的に採用候補者とする。